

# 「今昔物語集」の一面

——「紺」をとおして——

伊原 昭

平安時代は、文学作品に限っても、一五〇余種の多様な色彩が描かれていた。

これらの色彩の種類は、日記・物語等の貴族的文学には一四四種も見られ、九四パーセントを占めている。それに対し、庶民的ともいえる説話文学には六二種で、四〇パーセントにすぎない。

とくに、王朝になって生まれた、高度の技術を駆使し、当時の人びとのきわめて繊細・鋭敏な感覚と、磨きぬかれた美的意識などを基盤とした、複雑で、微妙・優麗な色彩は、物語文学関係にはその殆どすべてがとりあげられ、用例も非常に多い。しかし、説話文学には種類も僅少であり、用例もまことに少ない。詳細は別稿を御参照いただきたいが、両者にはこのような差異がみられる。

小稿では、これらの色彩の中から「紺」をとおりあげ、この色をとおして「今昔物語集」の性格を垣間見たいと考えている。

「紺」は平安の諸作品の中で、最も「今昔物語集」に多い。<sup>注2</sup>

「今昔物語集」の一面 —— 「紺」をとおして ——

まず「紺」を通時的にみると次のようである。

(1) 上代では「古事記」「万葉集」にはみられないが、「風土記」には鳥の色、また温泉の色として描かれている。<sup>注3</sup> また「日本書紀」には四例見え、大化三年孝徳天皇の條に「是歳、制三七色一十三階之冠。一曰、織冠。……五曰、青冠……大青冠……小青冠……服色並用紺。」……七曰、建武初<sup>初</sup>。又名<sup>立身</sup>。……以紺裁冠之縁。」<sup>注4</sup>とある。この他は、百濟、蝦夷関係の者への賜物としての紺布、紺繩（下三六七、下五三〇）である。孝徳紀によれば、五番目の位階の服色、七番目の位階の冠の縁の色で、下位に該当する色といつてよい。

このことは「令」の「紺」の例をみると明確になる。「凡蓋。

太子。……親王。……一位深緑。三位以上紺。四位纏。」<sup>（儀制令第十</sup>

八三四七）、「凡服色。白。黄丹。……紺。纏。桑。黄。措衣。秦。

柴。橡墨。」<sup>（衣服令第十九、三五〇）</sup>、「制服管人、深緑以下。兼得し服

之。……緑。纏。紺。及紅紺。」<sup>（衣服令第十九、三五〇）</sup>などで、蓋の

色としては皇太子以下四位以上の場合の三・二位であるから割合下位。服色序列では、上位から十一番目、下位から八番目で、とくに「黄」以下は無位の官人、家人奴婢着用の色であるから位階として「紺」は下位に該当する。女性の制服の裙の色も、無位官人と庶女の場合であるから下位の者にあてられている。このようにいづれも「紺」は下位の服装の色とされている。また、「朝服衛府督佐。

……其志以上。……兵衛。……位襖。……会集等日。加三桂甲一帯。以三位襖（代位襖）。……（衣服令第十九、三五七）「凡兵士。毎火。紺布幕一口。着裏。……皆令自備。不可闕少。」（軍防令第十七、三三〇）とあるのをみると、武官の朝服の、督、佐、大尉、少尉、大志、少志以下の下位の兵衛の襖の服色にあてられ、また、兵士が一単位ごとに備えておく天幕の色ともされ、「紺」が軍・武関係に関連があるようである。

このように上代では、規定の上では「紺」は概して、位階の低い者、武官にかかわる色といつてよい。

(2)なお、「延喜式」に記載されている「紺」をみると、齋院司、中務省、中宮職、大舍人寮、図書寮、縫殿寮、内藏寮、陰陽寮、大藏省、大炊寮、主殿寮、典藥寮、掃部寮、内膳司、造酒司、采女司、主水司、春宮坊、左右近衛府、左右衛門府、左右兵衛府などの諸官庁で、駕輿（かこ）、仕丁、夫、今良、振子、守辰丁、酒部、水部、膳部（かし）。また、狩子、犬飼。女性も米を舂く女丁など、概して身分の低い者の衣類の色とされている。そして、帯刀、近衛、門部、物部、衛士、府生、兵衛など、その多くが武に関係のある職の服色でもある。

(3)中古では、詩歌関係では「歌合集」の紺瑠璃の唐衣。「梁塵秘抄」の衣服の紺、狩襖の紺。「本朝文粹」の紺頂、青紺、紺瑠璃の紙。「菅家文章」の紺紙、紺瑠璃紙。物語文学関係では「落窪物語」の紺紙。「宇津保物語」のこん・るり（染罽、大殿、碁石、まぶくる）、こんわた（罽のとも）。「源氏物語」は紺瑠璃（罽、坏、瓶子）、紺地の袋（罽）。「榮花物語」が紺泥（経）、紺瑠璃（法成寺金堂の下）、紺瑠璃の唐衣、紺地錦（折笠）。「今鏡」に紺の水干。これらの例からみて、「紺」といっても紺瑠璃の色が多いこと。また經典の料紙が少なからずあり、服色としての「紺」は「梁塵秘抄」の二例と「今鏡」の一例にすぎない。

説話関係では、「法華経験記」に紺紙。「打聞集」に紺瑠璃の罽。「宝物集」に紺柄瑠璃の池、紺紙（経）。「往生要集」に紺（目の相）、紺瑠璃（肩、髪）。「古本説話集」は紺の襖。これらの作品も、服色は「古本説話集」の一例のみ。

これに対して、「今昔物語集」では、紺瑠璃（罽）、紺紙（経）、紺の布（舟の周りに引く）、紺の布（罽のお札の布）、紺の狩衣、紺の水旱（干）。三例、紺の襖三例で、衣類が九例を占めている。

中古の作品では、物語関係の作には、豪華な紺瑠璃、錦の「紺」が經典、調度、唐衣の色として描かれ、説話関係でも仏教説話で同様の傾向がみられる。「紺」そのものが形容する衣服は、狩襖、水干（旱）、水干袴、襖、狩衣に限られ、それがとくに「今昔」に多いことが注目される。

(4)中世では、和歌・連歌にはみられない。「宇治拾遺物語」に紺の襖、「紺の洗ひざらし」の襖。「古今著聞集」に紺紙。「沙石集」に

紺紙。「徒然草」に紺の布。「増鏡」に紺むら濃の指貫、こんく、り物(引出物)、紺地の御袴、紺地の錦(包)。「平治物語」に紺地の錦の直垂。「平家物語」に紺地の錦の直垂が四例、紺藍摺の布(かづけ物)、紺村滋の直垂が二例、こむらごのかたびら、紺かき三例。「太平記」に「紺唐綾威ノ鎧」が二例、「紺糸ノ鎧(青)」が五例、「紺地ノ錦ノ直垂」、「紺地錦甞直垂」、その他紺殿(伏見殿)、紺紙(法華経)。「昔我物語」には紺の手綱、紺の小袴、紺地の袴。「義経記」には守刀の柄鞘、紺地の錦、紺地の錦の経袋二例、紺葛の袴二例、紺の布(御幣の料)。これらが「紺」の例のすべてである。注

中世の諸作品では、中古の紺瑠璃など美麗な色は殆どなく、經典の料紙などはあるが、服色、それも襖、袴の類と、あらたな直垂、鎧の色に多い。これらは主として軍記物語にみられる。

以上のように、通時的にみた「紺」の傾向をふまえながら、以下「今昔物語集」の「紺」を考察してゆきたい。

### 三

はじめに、「今昔」の「紺」の用例を掲げてみる。

- ①三藏、紺瑠璃ノ童ヲ机上ニ置テ、……祈リ申シ給フニ、七日過ス。(巻第六十第四、二一六)
- ②其ノ中ニ多ノ経卷ヲ安置シ奉レリ。黄ナル紙・朱ノ軸、紺ノ紙・玉ノ軸也、皆金銀ヲ以テ書タリ。(巻第十三十第八、三二二)
- ③其ノ前ニハ、蘭笠着タル者、身ニハ紺狩衣ヲ着タリ、腕ニハ赤キ革ヲ袖タリ。(巻第十九一第八、四一七)

「今昔物語集」の一面——「紺」をとおして——

- ④「……年四十許ナル男ノ鬢ヲ黒キガ、綾蘭笠ヲ着テ、範黒ナル大胡録ヲ負テ、革巻タル弓ヲ持テ、紺ノ水旱弓着テ、夏毛ノ行騰、白□ヲ履テ、黒造ノ太刀ヲ帯テ、茸毛ノ馬ニ乗テ来ル人有ラバ、其ノ必ズ觀音ト知り可奉ル」ト告ルヲ聞ク下思フ程ニ夢メ覺ス。(巻第十九一第十一、四一八)
- ⑤其レヲ歳三十許ノ男ノ鬢ヲ黒キガ、无文袴ニ紺ノ洗瀑襖ニ、歎冬ノ衣ノ袂ト古ク被曝タルヲ着テ、猪ノ逆頬ノ尻鞆シタル太刀帯シテ、(巻第二十三第 十五、四二二)
- ⑥其ノ國ニ平ノ維茂ト云者有ケリ。……命惜カラム者ハ連ニ可留シ下ト云テ、我ハ紺ノ襖ニ歎冬ノ衣着テ、夏毛ノ行騰ニ履、綾蘭笠ヲ着テ、征箭卅許、上指鷹膀ニ亦指タル胡録ヲ負テ、手ニ太キ弓ノ革所卷タルヲ持テ、打出ノ太刀帯、腹茸毛ナル馬ノ長七寸許ニテ打ハハ長キガ、極タル一物ノ進退ナルニ乗テ、(巻第二十五一第五、四二七)
- ⑦「……軍百人許ナム……其ノ中ニ、大キナル茸毛ノ馬ニ乗テ、紺ノ襖ニ歎冬ノ衣着タル者、綾蘭笠ヲ着テ、夏毛ノ行騰シタルナム、中ニ勝レテ主人ト見ヘ待ツル」ト云ハバ、(巻第二十五一第五、四二七)
- ⑧門ノ脇ニ置タリツル皮子ヲ二年ヲ取入テ開テ見レバ、一ツニハ文ノ綾十疋・美八丈十疋・畳綿百両入タリ。今一ニハ白六丈ノ細布十段・紺ノ布十段入タリ。(巻第二十六一第十八、四四六)
- ⑨「……此ク云フ大徳ノ車、既ニ借持来ヌ。下簾ヲ垂テ、此ノ三人ノ兵、賤ノ紺ノ水干袴ヲ着テ乗ス。(巻第二十八一第二、五一五)
- ⑩今ハ昔、東ノ人否不知ズシテ、花山ノ院ノ御門ヲ、馬ニ乗テ渡ニケリ。……年卅余許ノ男ノ鬢黒ク、鬢クキ吉キガ、……綾蘭笠ヲモ着セ乍ラ有ルニ、笠ノ下ヨリ□テ見ユル顔、現ニ吉キ者ト見エテ、魂有ラムト思ユ。紺ノ水旱ノ白帷着テ、夏毛ノ行騰、星付ノ白ク赤キヲ履タリ。

打出ノ大刀ヲ帯テ、節黒ノ胡録ノ、鷹勝ニ並征箭四十許差ケル負タリ。  
鬘簿ハ塗鬘簿ナルベシ、黒ク<sup>ラメキ</sup>見ユ。猪ノ片股履タリ。革所々  
巻タル弓ノ太キヲ持タリ。真鹿毛ナル馬ノ法師鬘ニテ、長五ツキ許ナルガ、  
足固クテ年七八歳許也。<sup>(巻第二十八、第四七、五一、二五)</sup>

①今ハ昔、大藏ノ取下ノ史生ニ宗岡ノ高助ト云フ者有キ。……其舟ニ、  
……朱塗タル高欄ヲ造リ渡シテ、下ニハ紺ノ布ヲ引タリ。<sup>(巻第三十一、第五、  
五一、二五)</sup>

以上が全用例である。①は佛舍利の壺の瑠璃の色、②は経巻の紙の  
色で、いずれも仏教関係。③はさまざまに飾った舟にめぐらした布  
の色で、この舟を上達部・殿上人が「何ノ宮ノ女房物見ルニカ」とた  
ずねた程だといふから豪華な物であったのであろう。「今昔」にも、  
これらのように物語作品に描かれるような場の「紺」もあるが、そ  
れはこれら三例にとどまる。

③の狩衣、④⑩の水旱、⑨の水干袴、⑤⑥⑦の襖、⑧の布、これ  
らの殆どが服色として人物描写にとりあげられている。

襖は「令」に武官の礼服・朝服として規定され、「令集解」に  
「謂ニ無欄衣也」とあり、欄のつかない表衣である。令條が定めら  
れてから、文官は有欄衣、武官は無欄衣で、襖の二字で文武を  
分けたようであるといわれる。なお、「又思フニ直垂ハ襖ヨリ出シ  
モノニハアラザルカ」ともある。前掲二の「紺」の例でも兵衛であ  
り、前記の「延喜式」の例も、帯刀舎人、府生、門部、兵衛、尉、  
志の服とされている。

狩衣は「淳和天皇……幸ニ泥濘池ニ羅ニ獵水鳥ニ御ニ紫野院……侍臣  
許狩衣五位及院頭山城国掾已上賜ニ緑」と見え、もと獵場で用いる

服であるという。<sup>10</sup>「もとは民間の服で狩の時に用いた。それがやが  
て公家の常服となり、次いで六位以下（地下）の正服となった。  
しかし鎌倉時代となると武家ではこれを礼装に用いたので」ともあ  
る。<sup>11</sup>

水旱は、「此服ハ直垂ヲ著ベキ所ニモ用井又競馬鷹狩等ニモ用井  
ラレタリ」<sup>12</sup>。「貞丈雜記」ニ水干官服に非ず官位なき人の着る物な  
り。トアル<sup>13</sup>とあり、また、「初めは私服であり、源流は狩衣と等  
しく、一般の大家が用いたようであるが、やがて藤原時代には下級  
の官人や武士が着用した。鎌倉時代からは狩衣と同じく武家の礼装  
となった。公家では鷹狩に用いられ近世からは蹴鞠の時に用いら  
れた。これが襦水干である。」<sup>14</sup>と言われる。

襖の紺の例は、中古から中世へかけて「梁塵秘抄」に一例、「古  
本説話集」に一例、「宇治拾遺物語」に二例みられるだけである  
が、「今昔」に多いことは注目したい。紺の狩衣は、上代、中古、  
中世をとおして「今昔」だけで「延喜式」にさえみえないことも注  
意すべきであろう。また、水干の紺は、上代から中世をとおして、  
「今鏡」に一例で、あとは「今昔」だけにみられることも考える  
べき点であろう。

このように他の諸作品には殆どみられない襖、狩衣、水干の「紺」  
が、人物描写のために「今昔」にとりあげられていることは、他の  
作品に描かれないような人々が今昔に登場するとも言えるようであ  
る。

「今昔」のこれら紺の服装の人物を前掲の諸例によって具体的に  
ながめてみよう。③は、蘭草であんだ笠をかぶり、赤革を袖にして

着、袴にも皮をつけ、膝には物を巻き、毛皮製のはき物。杖を持つ、獅子のような犬に大きな鈴をつけている。そうした鷹狩の時の狗飼が着用しているのが「紺」の狩衣である。夢中の姿ではあるが、か弱い生物を容赦なく殺す残酷な荒々しい下賤な勢子、「紺」の狩衣はそうした人物を描き出している。④は二にあげた「古本説話集」「宇治拾遺物語」と同じ説話とすると、信濃国の筑摩という温泉が舞台で、その里の人が観音が湯を浴びに来られるという夢を見る。そのお姿がこまかく描かれ、着衣は「紺」の水旱であるという。翌日「露違ふ事先。」という人物があらわれ、集まっていた里人たちは観音と信じ一心に礼拝する。その人物もついに「我が身、然バ観音ニ有ナレ。」という気になって、出家してしまつた、という話である。この人物は、「横ナハレ音ヲ以テ、問ニ」とあり、「彼ハ上野国ニ有ル至有天主ニ有メレ」と知人が言っているので、関東方言で話す東国人。また、「其庭ニ弓箭ヲ弃テ、兵杖ヲ投テ」のように武器を持つていた武者と考えられる。⑤は陸奥前司橘則光が大の男を三人殺した。翌朝行つてみると、三人の敵を殺したのは自分だと名乗る男がいた。その着衣が「紺」の洗濯の襖である。「頬ガチニテ頤反タリ、鼻下リテ赤髪也。目ハ摺赤メタルニヤ有ラム、血目ニ見成テ、片膝ヲ突テ、太刀ヲ欄ニ手ヲ懸テ居タリ。」とあり、醜く荒々しい人物で、則光が「此ノ奴、此ク名乗シハ」と心中思つているとあるから身分の低い者で、鬻鬻で猪の逆頰の尻鞆の太刀に鹿皮の香をはいていたという、武を役とした者であつたろう。⑥は、平維茂が藤原諸任と戦い、その首を討つた時の話。百余人の兵をひきいて攻めに行く、それが例示したとおりの姿で、「紺」の襖に秋冬の衣を着用し、持物、

「今昔物語集」の一面 — 「紺」をとおして —

乗馬にいたるまで、色から形から詳述している。維茂は代々兵の家柄であり、彼自身も「東八ヶ国ニ名萃テ、弥々並ビ先兵ニ被云ケル。」とあり、武名をあげた人物、そして東国に關係深かつたようである。⑦の例は、これと同一人物である。⑧は、觀視聖人が在俗の時の話。昔、觀視が助けた盗人がその恩を感じ、彼を助け物まで贈つた。その贈物の皮子の一つの中に「紺」の布十段が入つていた。觀視は「東ヨリモ極ク不合ニテ上ヲケレバ、待受ケム妻子ヲ為ニ耻カシク思ケルニ、此物共ヲ得ラレバ、喜クテ、田舎ノ物ヲ具シテ上タル様ニ思ハセテ有ケル。」とあるように、東国の土産、田舎の品物としてふさわしいと考えるようなものであつた。人物描写のための「紺」ではないが、盗賊の頭の持物であつたもの、そして東国の品にふさわしい物と思われた、そうした「紺」の性格が知られるのである。⑨は、摂津守源頼光の郎等三人が、賀茂祭の翌日の行列の還る日に、見物のため車をかりて乗つたが、乗つたこともない者たちなので、車のはげしい動揺のため、ひどい目にあい、中で悲鳴をあげるのを「横ナハリタル音共ニテ」「東鷹ノ鳴合タル様ニテ」と東国訛を馬鹿にしてている。「東ニテモ度々吉キ事共ヲシテ、人ニ被恐メル兵共也ケレバ」という武勇に強い男達。そして「千人ノ軍ノ中ニ馬ヲ走ラセテ入ラム事ハ、常ニ習ヒタル事ナレバ不怖ズ。」という武者も、都の女車の中ではどうしようもない、そうした、東国の兵の姿が「紺」の水干袴で描かれている。⑩は花山院の御所とも知らず馬に乗つたまま通過した人物の姿が例文のとおり、実に具体的に詳述されている。この「紺」の水旱着用的人物は、院の御所とも知らない都なれない田舎者であり、「東ノ人吾不知ズシテ」とあり東国人である。花山院が「極ク乗ケリ」と感嘆される程、一物

の真鹿毛を乗りまわし、笠の下から見える顔も凛々しくしつかりした男であつたらう。院が、「其奴」「此奴ハ極<sup>リ</sup>ケル盗人カチ」などと仰せられたというから身分の高い者ではなかつたであらう。ともかく武器一切を身につけていたから兵であり、かつ東国人であつた。

以上のように、「今昔」の「紺」の殆どを占める襖、狩衣、水旱は、いずれも人物描写のためにとりあげられているが、概して、荒々しく粗野で、身分も低いが、武力に強く、方言でしやべる東国人である、そうした兵の姿を示しているのである。男性ばかりであることはいうまでもない。

「今昔」では前掲の諸例にみられるとおり、「紺」の水干、狩衣、襖を着用した人物の、その容姿を色から形から実に詳細に描いている。「……その描き方も、主として肉体や行爲をねらひ、女流の物語のやうに衣裳や心理、情緒といったものはかへりみない」と言われながら、これらの容姿をこれ程詳述しようとしていることに「今昔」の一面の意図があるように考えられる。

なお、⑨の例では、「紺」の水干袴も「賤」<sup>註16</sup>とのべている。これは、都のどこそこの宮家の女房の姿をふまえて「紺」の水干袴をみて、このように感じているのであり、当時の上流階級のみる目からすれば、「賤」と感じられたというべきである。

中古までの作品には、「今昔」にみられるような「紺」の例は前述のように稀であるが、「古本説話集」の一例の「紺」の襖は、「今昔」の④と共通の話（ただし水旱）。「今鏡」の一例の「紺」の水干は、藤原伊通が位階を人にこえられ、職を辞して籠<sup>籠</sup>っていて、「さて裾に紺の水干とかに、紅の衣とか着て、馬にて川尻へ、かね

とかいふ遊女の許おはしける道に、」とあつて、後には太政大臣になる人物ではあつたが、腹立ちまぎれに放浪する時期の姿で、「紺」の水干もそれ故の着用であつたらう。時代も平治の乱後で崇徳天皇の年代であつた。あとは、「梁塵秘抄」の「36武者の好むもの 紺よ紅山吹濃き蘇芳、苗寄生樹の摺り、良き弓胡篋馬鞍太刀腰刀、鎧胄に、脇楯籠手具して、」<sup>註17</sup>と、「47東より 昨日来れば妻も持たず、此の着たる紺の狩襖に女換へ給べ」<sup>註18</sup>の二例である。

「紺」は、武者の好むものの筆頭にあげられ、かつ、京へ上つてきたばかりの東国人の着用しているのが「紺」の狩襖である。つまり、「今昔」の「紺」の服色の人物が端的に集約されていると言えよう。

次代の中世では、「紺」の装束は「宇治拾遺物語」に二例。「八九信濃国筑摩湯に観音沐浴事」<sup>巻六七</sup>（二〇〇）、と「二三 則光盗人をさる事」<sup>巻二七八</sup>（二二九）で、「今昔」の④と⑤と同じ話である。「増鏡」の例は、「あまりに染めつくして、……紺むら濃の指貫をさへ……」<sup>三二五</sup>とあり、何とかいう中將の指貫が紺のまだらに染めたように見えたという。「それもめづらかにて、いやしくも見えざりけるとかや。」とあり、特別のものであつたようで、「紺」はもともと「いやしく」感じられるものであつたようである。もう一例は、後宇多帝のお召物としての「紺地の袴」<sup>三七七</sup>で、持明院殿の蹴鞠会の折という特別の場合である。

これらの他はいずれも軍記物語に見える。直垂、鎧など武者着用の「紺」が多い。前記のように「又思フ二直垂ハ襖ヨリ出シモノニハアラザルカ」とあるが、上代・中古の、「令」「延喜式」「今昔」

にみられた襖が、中世に到って直垂として武人専用の衣服に限定されたと考えられる。「紺」は「平治」「平家」では直垂、「太平記」では鎧、冑ヨロイの色が主となっている。「曽我」「義経記」では袴の色であるが、いずれも武者が着用しており、平時も袴などに「紺」が使われたのであろう。

中世ではこれらの「紺」は、その濃い色が褐色かっいろであることから戦に勝つことを願うため好まれたといわれる。

「紺」の直垂、鎧の人物は、「平治」の一例は「越後中將成親生年廿四、紺地の錦の直垂に、萌黄おどしの鎧に」(源氏勢沙への事二二九)とあり、これは源氏方である。「平家」の例は「三位入道七十にあま(一〇)ていくさして、……次男源太夫判官兼綱、紺地の錦の直垂に、唐綾威の鎧きて」(菅御最期 十三五)という源氏方。

「十郎藏人は、紺地の錦の直垂に、火おどしの鎧きて」(山門御幸二二〇)というこれも源氏方。なお、鎌倉の前右兵衛佐頼朝が征夷將軍の院宣を蒙った時の使者に引出物として贈った物の中に「紺藍摺白布千端つめり」(征夷將軍院宣 下三七)とあり、鎧、直垂ではないが、この「紺」も源氏方に関係があろう。また女性の衣裳であるが、いけどりの重衡を頼朝の命で伊豆国住人狩野介宗茂がもてなす時の女童が「こむらごのかたびらきて」(千手前 下三六)とあり「紺」を着用しており、勿論源氏方である。さらに、獄門にかけられていた義朝の首を東山内覚寺におさめておいたというのが「紺」かき男であったという。これは「年ごろ義朝の不便にしてめしつかはれける紺かき男の」(紺盤之巻 下三八)とあり、紺染を職業としていた人物で、かわいがられていたというのは、源氏方で「紺」染の

「今昔物語集」の一面 — 「紺」をとおして —

需要も多かったらしく、ともかく源氏方にかかりあることを思わせる。これらはいずれも東国の源氏に関係ある人物といつてよい。

ただ、「副將軍薩摩守忠度は、紺地の錦のひたぐれに、ひおどしの鎧きて」(富士川 上三六七)「薩摩守忠度は、……紺地の錦の直垂に黒糸おどしの鎧きて」(忠度最後 下二五)はいうまでもなく平家方。「三位中將は紺村滋の直垂に、立烏帽子ひきたてておはします」(内裏女房 下三四三)は、いけどりになった平重衡で平家方。なお、「越中次郎兵衛、このむ装束なれば、こむらごの直垂にあか皮おどしの鎧きて」(二五三 下二〇四)も熊谷目がけてきた平家方。ただ彼は侍大将であり、他氏族の者や平氏でも家柄の劣った者が任じられたという。

かつ特別に「このむ装束」とあつて盛嗣が着用していることを示しているのが平家方としては特殊であつたかもしれない。いずれにしても「平家物語」では源氏方、関東武將が「紺」着用の主体であつたようである。「太平記」では、「紺唐綾ノ鎧ニ白母衣懸テ、……武者一騎」(赤坂合戦事村人見本間佐懸ノ事 一一〇〇)は人見四郎入道恩阿の姿で武蔵国住人。「又源氏ノ陣ヨリ、紺ノ唐綾威ノ鎧ニ」(六波羅攻事 一一九五)は大高二郎重成という源氏代々の侍。

「白幅輪ノ紺糸ノ鎧一領引給フ」(瓜生判官心替事付義鑑房藏義治二事 二一二六)は、新田方の脇屋右衛門佐が瓜生判官に贈つた引出物で新田氏にかかわる物。「脇屋右衛門佐ハ、紺地ノ錦ノ直垂ニ」(義貞馬属強事 二一三七)は新田方の武將。「紺糸ノ冑ニ、鍬形打タル甲ノ緒ヲ縮メ」(大館左馬助死事付篠塚勇力事 二一三八)は篠塚伊賀守という武蔵国で育つた新田方の武將。「楠正成湊川ニテ合戦ノ時見シニ些モ不違、紺地錦冑直垂ニ黒糸ノ冑着テ」(大

森彦七事（二三九五）は、彦七のみた幻で正成の亡霊である。正成は後醍醐天皇のため新田義貞と共に奮戦した人物。「紺糸ノ鎧ニ紫ノ母衣懸テ」（京軍事 三二四〇）は、「越中国ノ住人ニ二宮兵庫助ト申ス者」とあり、反足利尊氏方。「紺糸ノ鎧ノマダ巳ノ刻ナルヲ着タル武者」（紀州竜門山軍事 三二八六）は塩谷伊勢守と名乗る「官方ノ侍大将」であるという。「我今マデ著給ヘル紺糸ノ鎧ニ、鎌倉殿ノ白糸ノ鎧ヲ俄ニ著替奉リテゾ轡ヘタル。」（芳賀兵衛入道軍事 三四三八）は鎌倉左馬頭基氏の御方の岩松治部大輔着用のもの。このように「太平記」で「紺」の鎧・直垂を着用しているのは、源氏、新田閥係で、多く武蔵、越中などの武将である。「曾我物語」では、宿月毛の馬にかけた「紺の手纏」（河津がうたれし事 九〇）で、伊東が嫡子河津三郎のいでたち。「紺小袴」（富士野の狩場への事 三二九）「紺地の袴のくくりゆるらかによせさせ」（悉達太子の事 三四三）はいずれも曾我五郎の富士野の狩場で工藤祐経を討とうとする時のいでたち。東国の敵討の主人公である。「義経記」では「左衛門尉は、紺葛の袴に、木賊色の水干に」（静若宮八幡宮へ参詣の事 二九四）は鎌倉方の工藤祐経、「梶原は紺葛の袴に山鳩色の水干」（同 二九四）は同じく梶原景時。「白布百反、紺の布百反」（直江の津にて窺探されし事 三四七）は義経北国落にかかわる物で、源氏方の望みの品で越後国の者に求めた物。というように、いずれも「紺」は源氏方にかかわっている。

中世の諸作品の「紺」の諸例は、直垂、鎧が主体であり、袴などでも武者の物に多い。そして人物は多く東国方面の住人であり、また源氏閥係の武将であると考えてよい。

#### 四

以上、「紺」についてまとめよう。

上代では、法令上（「紀」「令」など）、主として低位の者、また武に関連ある官職の者の冠や服色。

中古では、記録の上（「延喜式」）では、服色としては、各官庁の低い役職の者、とくに武官閥係に用いられる。貴族の文学には「紺瑠璃」の色は見えるが「紺」は殆どとりあげられていない。こうした中で、「梁塵秘抄」もそうであるが、「今昔」には襖、狩衣、水干袴、水干の「紺」が多く見え特徴的と言ってよい。

中世になると、「紺瑠璃」は減じ、「紺」の襖、袴と、あらたに直垂、鎧が多く、それは戦記諸作品にとりあげられている。上代の「万葉集」「古事記」にはまったく見られず、中古では

貴族的作品にはとり上げられなかったような人々。そうした「紺」の人たちを、「今昔」ではとくに服色についてまで描く関心も必要性も感じなかったのである。三章でみたような、下賤で田舎びた東の人、そして武をこととする兵という階層の、その姿に「今昔」がとくに注目していたことの一つの証であると考えられる。

「紺」はこうした人物の着衣の色として描かれているが、前述のように、「今昔」ではこれを「賤」と感じ、「増鏡」でも、中将階級の服色としては「めづらか」であるといい、常識的には「いやしくも」と感じられる色であったことを示している。中古、中世に



かけての貴族的な眼にはこのような情感を抱かせたようである。

これが、東の人々、兵々に着用されるものとして「今昔」にはじめて集中的にとりあげられ、その後次第に、紺地の錦の直垂のように武将のいでたちとして大きく活躍するようになる。それは、軍記物語を待つてからであった。

このような「紺」の服色の容姿は「今昔」では例示したとおり、実に詳細に描写され、これらの人物に強い関心を抱いていることがうかがわれる。広田氏は「年四十許ナル男ノ」(一九二)「我ハ紺ノ襖ニ」(二五五)「紺ノ水旱ニ白キ帷ヲ着テ」(二八三)の三例をあげ、これを「平家物語」巻第四篇、「保元物語」新院御所各門々固めの事付けたり軍評定の事、「平治物語上」源氏勢汰への事、と比し、「今昔物語集」のそれは軍記物と同様な傾向が十分に見出し得るといえる。しかしここに注意すべきは「今昔物語集」に於ける弓箭兵杖を中心としたかくの如き例がこれ以外には全然見当らぬばかりでなく、先に述べたようにこれ程武器兵器を詳細に記している所も亦ないという事である。従つて、これのみからみても「今昔物語集」に於ける弓箭兵杖の言い表わし方は実に恬淡としたものであった事が自ずと判明してくるのである<sup>注29</sup>とのべられ、この三例以外これ程詳しく描写している例はないということである。この三例すべてが「紺の水旱」「紺の襖」「紺の水旱」の既述の人物なのである。そして、この三例以外でも「紺」の着衣持物など実にこまかいことは前掲の例のとおりである。

いわば、「紺」の、多くは東の、そして兵である人物に「今昔」は格別に関心が深く、その容貌から服から持物から乗馬までも具体

「今昔物語集」の一面 — 「紺」をとおして —

的に精細に示そうとしている。このことについて、最後に、前掲の三の①④の例を再びとりあげてみたい。

信乃国の筑摩の湯という所の人が夢にみた話で、「人來テ告テ云ク、『明日ノ午時ニ觀音來リ給ヒテ……』』というので、『何様ナル姿ヲ來給ヒテ爲ル』と尋ねたところ、その姿を説明したのが④の例である。

観音について、あるいは観音にふれている例は、「今昔」では、天竺(一七五)にも震旦(一七六)にも見られるが、「本朝付仏法」(一七二)に最も多く、また「本朝」の「世俗」(二四四)「宿報」(三十三)「靈鬼」(三十七)「悪行」(三十九)「雜事」(三十七)の部分にも見られる。

「観音經の思想は、……次にこの観音の救済の方法がとかれるのであるが、観音は三十三身に変化するといふのである。仏の身で救われうる人には仏の身で現われ、菩薩の身で救われうる人には菩薩の身で現われ、女身で救われうる人には女身で現われ、竜身でもつて救われうる人には竜身で現われるといふわけである。つまり場所に応じ、時に応じて、さまざまなる形で観音は現われて、民衆を救済するといふのである<sup>注21</sup>』といわれる。

「今昔」には靈異記から引用または敷衍した説話が全部で七十五ほど掲載されているから、その価値は偉大である<sup>注22</sup>』とある。この先行作品の靈異記では、観音菩薩関係の話のうち、化身が具体的に描かれているのは、「観音菩薩を憑り念じ、現報を得る縁<sup>第六</sup>」(八九)の老翁(老公)、「観音の銅像、鷲の形に反化して、奇しき表を示す縁<sup>中十七</sup>」(三三九・三三〇)の鷗、「孤の嬢女、観音の銅像に憑り敬ひ、寄しき表を示して、現報を得る縁<sup>第三十四</sup>」(二七九・二八〇)

の隣ノ乳母。これらが化身として描かれている。なお、「観音利益集」に「(一)粉河十一面観音」(二五〇)の童子ノ行者、「(六)丹波国穴生観音」(二七三)の佛師盛世、「(三)延興寺惠勝<sup>生牛頂觀</sup>」(二八四)の僧、「(三)源尊<sup>依花冠之利益事</sup>」(二八九)の貴キ僧、「(三)新寺観音事<sup>判官代</sup>」(二九九)の判官代、「(三)陸国鷹取<sup>依觀音經之方</sup>」(三〇三)の地、「(四)貧女預観音利生事」(三〇九)の隣ノ使、「(四)穗積寺千手貧女之利益」(三〇〇)のカラヒツ、「(四)欠題」(三二四)の優婆塞などの化身がみられる。

「今昔」では、「忽老タル翁、船ヲ指テ、河ノ中ヨリ出来テ、……観音ノ化シテ河ヲ渡シ給タレバ」(第十六 第一、三三四三三)「夢ニ貴ク氣高キ僧来テ云ク『我レ、汝カ身ニ代テ、多ノ疵ヲ蒙レリ。』」(第十六 第三、三三四二五)「狼ニ被取タル猪有リ。観音ノ我ヲ助ケムガ為ニ、猪ニ成リ給ヒケルニコソ有ケレ」(第十六 第四、三三四二七・四二八)「佛師、此ノ馬ニ乗□□テ来ル。」(第十六 第五、三三四三〇)「大ナル毒蛇、目ハ鏡ノ如クニ、舌嘗ヲシ、大海ヨリ出テ、巖ノ喬ヨリ昇リ来テ、鷹取ヲ吞マヌ。……観音ノ蛇ニ変シテ我ヲ助ケ給フ也ケリ」知テ、「(第十六 第六、三三四三三)『我君祖ニ被仕シ女ノ娘也、……此ノ女ト思ヘタル、観音ノ變シテ助給ヒケル也ケリ』ト思フニ、」(第十六 第七、三三四三六・四三七)「隣ニ富メル一人ノ女有リ、……只一ツ着タル所ノ衣脱口、隣家ノ使ノ女ニ与ヘテ云ク、……見奉レバ、彼ノ使ノ女ニ与ヘシ所ノ衣、観音ノ御身ニ懸タリ。……現ニ人ト成テ」(第十六 第八、三三四四〇・四四二)、「……其ニ小サキ柴ノ奄ヲ造テ一人ノ嬬住ケリ。……『我ヲ助ケム為ニ、嬬ト現ジ給ヒケル事』ヲ思フニ」(第十六 第九、三三四四二・四四四)「其ノ貧女ノ妹来テ、……若シ、此レ、彼ノ穗積寺ノ千手観音ノ我レヲ助ケム為ニ、妹ノ形ト成テ、」(第十六 第十一、三三四四七)

実ノ鴉ニ非シ。『観音ノ變シテ鴉ト成テ示シ給ケル也』ト思ガ貴ク悲キ也。」(第十六 第十三、三三四四七・四四八)、「而ル間、彼ノ良藤ガ有ケル所ニ、俄ニ一人ノ俗、杖ヲ突テ来ル。……彼ノ杖ヲ突テ入レル俗ト云ハ、造リ奉ル所ノ観音ノ變シ給ヘル也。」(第十六 第十七、三三四五七・四五八)、「糸若クハ无キ女房ノ氣高ケナ、市女笠ヲ着テ、……『若シ、観音ノ我ヲ哀テ變シテ宣フ事ニヤ有ラム』思テ」(第十六 第十八、三三四六一・四六二)、「此ノ盲人ノ所ニ二人来レリ。此レ、本ヨリ不知ザル人也。亦、盲ニ依テ、其ノ形ヲ不見ズ。……『此レ、観音ノ變シテ、来テ助ケ給ケル』知テ、」(第十六 第二十三、三三四七三)

「源ニハ、海ニシテ胡録ヲ枕ニシ、不沈スシ仰ガ様ニ臥ケルニ人ハ、然バ、此ノ観音ノ在ルシケ」ト思フニ」(第十六 第二十四、三三四七四・四七五)「廳ノ下部ト云フ放免共ニ会ヌ。……此レヲ思フニ、実ノ放免ノ夫ニ取ケル、亦、観音ノ變シ給ケル、其レ不知ナム語リ伝タリトヤ。」(第十六 第二十九、四八四・四八五)「其ノ夜ノ夢ニ『氣高ク貴キ僧出来テ』ト見テ、……観音ノ靈驗、既、如此シ、」(第十六 第三十、三三四八七)、「僧ノ形ノ有様端正ニシ、只人ト思ヘズ。……『此僧ノ形ヲ有様、世ニ不似端正也。』……観音ノ……僧ノ形ト成テ」(第二十 第二、四一八二)などが観音の化身を描いた例のようである。

「観音があらゆる災難に際して人間を守護するという誓願を持っているために、その性格は具体的な災難の種類にも応じて、さまざまに展開してゆく。」<sup>注25</sup>「……しかも観音が無限に変化して現われるという思想は、……」<sup>注26</sup>のように、人々を救うために、あらゆる場・時に、それにふさわしい姿・形となって現われるわけで、「日本靈異記」「観音利益集」の前例のような化身の姿、「今昔」の前掲の

ような、老翁、貴く気高き僧、狼に被散た猪、佛師、蛇、祖に被仕し女の娘、隣家の使の女、嬬、妹、鴉、俗、糸若くは笏き女房、二人の人、枕上の人、庁の下部という放免共、貴く気高き僧、僧などに化した観音の姿。つまり、観音は、男、女、鳥獸、そしてカラヒツのような品物まで多種多様でその場・時に最も適した姿となって現われる。一般的にこの化身については、それが何であるかを示す程度にとどまっている場合が大半である。「今昔」の蛇に姿じた例くらいが「大ナル毒蛇、目ハ鏡ノ如クシテ、舌嘗ラシ、大海ヨリ出テ、巖ノ喬ヨリ昇リ来テ、鷹取ヲ呑ム。」のように、詳しい程度である。

このような中で、前記の「今昔」の④の例は、年令・性別・容貌は鬢が黒い。着衣は「紺」の水旱、夏毛の行騰、白足袋。それに綾蘭笠。持物は、節黒の大胡録を背負い、革を巻いた弓を持ち、黒造の太刀を帯び、さらに葦毛馬に乗る。夢中のことながら、全く何知らない人の「何様ナル姿ニ来給トム為ル」という間に、それと一眼でわかるように、モンタージュのように詳細刻明にその像を描いているのである。

この夢の告の観音と「貞ヨリ始メテ夢ニ云ツル様ニ露違フ事无シ」とみられる人物は、前記のように標準語ではなく東国方言、そして武器を捨てて法師となったわけで、狩をして馬から落ちたとも言い、兵であるの言うまでもない。「此レ希有ノ事也。実ノ観音ノ御ニヤル。」と最後に記しているように、上野国の至有大主とも、観音の化身そのものとも考えられるという。

「今昔」では、衣裳のことなど詳しくは描かない、また、兵にいてもこの④の例を含めての三例くらい詳しい描写は他にないと言

「今昔物語集」の一面 — 「紺」をとおして —

われているのは前述のとおりである。私が調べた範圍では観音の化身がこの例くらい克明なものもない。

このような「今昔」の中で、「紺」の水旱・襖、狩衣のいずれもが例文でもわかるように、④と同じく、あるいはそれ以上の⑩の例のように詳しい容姿の描写をしている。

この「紺」による人物は、その色自体が上代から下位の者の冠・服に関連あるもので、「今昔」でも「賤」と感じられており、かつ服の種類が低い身分の、とくに武に關係する者の着衣であった。さらに④はもとより、その他の例も東國關係の人物で、それは中世の例でも同様であり、「梁塵秘抄」がそれを端的に語っている。

いわば、こうした東の人、下位の者、兵、といった階層の人たちが「紺」の主役であった。

このような人物を「実ノ観音ノ御ニヤル」という観音の化身と結びつける、観音は慈悲をもってあまねく衆生を救う、つまり大衆の心のよりどころ、拠、信仰的であった。こうした観音に「紺」の人物を結びつけていることは注目すべきであろう。

この④の例でも「夜明テ後、普ク其ノ里ノ人ニ此事ヲ告ケテ迎シ語リ令聞ム。」とあり、夢を見た者が里人に告げ次々とこの話がひろめられてゆく。「然レバ、此ヲ聞キ次テ、此ヲ湯ニ人集ル事无限シ。」という程大衆が参集したという。民衆の信仰心にもつめられる焦点としての観音が「紺」着用の姿なのである。高貴な身分とはかけはなれた兵、優雅な都からはるかに遠い鄙の東の、それは鍔、直垂の威厳ある武将の装束にいたる過程の、「賤」の襖や水干、狩衣の「紺」の人たちと同じ姿である。

「今昔」が、こうした階層の「紺」の人々の姿を克明に描き、最も大衆に信仰厚い観音の化身としてとり上げ、それ故に次から次へと語り伝えられてゆくことを考えていたかも知れないことを思うと、「今昔」がこうした階層、つまり、東国の、兵の、それに関心を強く抱いており、意欲的に描こうとしたことがうかがえるのである。

「今昔物語集」は、貴族的文学の世界では、かかわりも少なく、まして関心もなかったような、こうした庶民の中の、新しい、それは中世に擡頭してくる勢力の元の姿をすでに捉え、未知の者に対する眼を輝かして、実に詳しく描いてみせた、そういう意欲をもった作品であると考えられるのである。(58・9・12)

注

- 1 物語文学と説話文学の一面——平安的な色々を通して——(古代文化 34卷 12号 昭57・12)
- 2 小著「日本文学色彩用語集成——中古」(笠間書院 昭52・4)の「こん〔紺〕」の項に全用例があげてある。
- 3 小著「日本文学色彩用語集成——上代——」(笠間書院 昭55・3)の「こん〔紺〕」の項に全用例があげてある。
- 4 「制服 無位。：黄袍。：家人奴婢。橡墨衣。」(衣服令第十九、三三五頁)「律 令」(岩波書店 一九七七・三)
- 5 注3の小著の「こん〔紺〕」の項の中の(延)の記号の部分に全用例があげてある。
- 6 「紺色の瑠璃もさすが、また、その色即ち紺青のごとき色をいう」とある(色名大辞典 創元社 昭29・12)
- 7 小著「日本文学色彩用語集成——中世——」(笠間書院 昭50・

- 8 「歴史服飾考」(故実叢書(明治図書出版株式会社 昭27・6)一四九頁)
  - 3)の「こん〔紺〕」の項に全用例があげてある。
  - 注8と同書 一四九頁
  - 注8と同書 一八九頁
  - 河鑄実英「有職故実」(塙書房 昭5・7)一一二頁
  - 注8と同書 二七二頁
  - 注11と同書 一一二頁
  - 注8と同書 二二四頁
- 9 「今昔物語集 五」(岩波書店 昭38・3)五一一—五頁頭注
- 10 「日本文学史 中古」(至文堂 昭30・5)四七九—四八〇頁
- 11 注8と同書 一五〇頁
- 12 「神皇正統記 増鏡」(岩波書店 昭47・3)三一—五頁頭注
- 13 底本には「こんむらさき」とあるというから、紫を濃く染めて、それが紺のように見えたのではないかと考えられる。
- 14 注9と同書
- 15 「今昔物語」にみる武器(一)——物語にみる表われ方——(古典評論 第4号 昭43・7)
- 16 望月信成 佐和隆研 梅原猛「仏像 心とかたち」(日本放送出版協会 昭53・11)所収「変化の仏—観音菩薩像」
- 17 「日本霊異記」(岩波書店 昭42・3)三八頁
- 18 注22の上第六、第十七、第三十一、中第十七、第三十四、第三十六、第三十七、下第七など。
- 19 近藤喜博校「中世神佛説話」(古典文庫 昭25・9)
- 20 注21と同書 一六五頁
- 21 注21と同書 一九二頁
- 22 「今昔物語集」以下引用の諸作品は日本古典文学大系本(岩波書店)による。
- 23
- 24
- 25
- 26